

令和8年第4回神栖市農業委員会総会議事録

○開催日時 令和8年4月27日（月）午後2時

○開催場所 神栖市役所分庁舎 2階 会議室2

○出席委員 13名

1番	長谷川雅一	2番	飯田 等	3番	松沢 吉通
5番	溝口 竜生	7番	宮本 清美	8番	田内 一郎
9番	安藤 和利	10番	大塚 徹	11番	鈴木 茂
12番	坂本 正行	13番	境 政一	14番	長谷川一夫
15番	原 範子				

○産業経済部農林課職員 2名

課 長	野中 俊宏	課長補佐	中村 里佳
-----	-------	------	-------

○農業委員会事務局職員 4名

事務局長	小森 美明	局長補佐	菅谷 直美
係 長	堀越 桃花	主 事	木内 俊介

○議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第4号 現況確認証明願について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
議案第6号 「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について
- 第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第3号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について
報告第4号 農地区分照会に係るゾーニングについて
- 第4 決議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

○議事内容

議 長	(開会：午後２時) 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。 本日の出席委員は１３名であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。 ただいまより、令和８年第４回神栖市農業委員会総会を開催いたします。 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。
議 長	(議事録署名委員の選任) 最初に、日程第１「議事録署名委員の選任について」は、私から指名させていただきます。議事録署名委員に、１４番長谷川一夫委員、１５番原範子委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
議 長	(議案第１号) 次に、日程第２、議案第１号ないし議案第６号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしくお願いいたします。また発言する際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。
議 長	はじめに、議案第１号「農地法第３条の規定による許可について」を付議いたします。(１)所有権移転、番号１について事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の小森です。議案第１号(１)所有権移転、番号１についてご説明いたします。許可を受けようとする、譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、経営拡張のための売買による所有権の移転であり、申請地において米を作付けする計画です。譲受人はトラクター３台、コンバイン１台、田植機１台、トラック２台を所有しており、年間約２００日の農作業を予定しております。なお、本案件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思料されます。以上でございます。
議 長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
１２番	はい、１２番坂本です。４月１６日に申請地の利用状況等の現地確認を行い、問題ないことを確認しております。以上のことから、農地法第３条第２項の各号において、許可の取り消しに抵触するものはないため、許可相当と判断しました。委員の皆様の更なるご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)

議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議 長	次に、(2) 賃借権設定、番号 1 及び番号 2 については関連ですので、一括して事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の小森です。議案第 1 号 (2) 賃借権設定、番号 1 および番号 2 について関連いたしますので、一括してご説明いたします。許可を受けようとする、賃借人、賃貸人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、経営拡張のため賃借権を設定するものであり、申請地においてピーマンを作付けする計画です。賃借人は耕運機を 1 台所有するほか、養液土耕機を 2 台所有し、更に 1 台をリースしており、年間約 280 日の農作業を予定しております。なお、本案件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思料されます。以上でございます。
議 長	続いて、担当委員の説明でございますが、私の担当地区でございますので、隣接である坂本委員に説明をお願いします。
12 番	はい、12 番坂本です。担当地区委員が境会長でございますが、議事進行の関係で代わりに議案第 1 号 (2) 番号 1 及び番号 2 の案件について説明します。本案件の申請内容については事務局説明のとおりです。4 月 21 日に境会長が、申請地の利用状況等の現地確認を行い、特に問題ないことを確認しております。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号において、許可の取り消しに抵触するものはないため、許可相当と判断しました。委員の皆様の更なるご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長	(議案第 2 号) 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を付議いたします。番号 1 について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の小森です。議案第 2 号、番号 1 についてご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、貸駐車場の整備のため、売買による所有権移転に伴う申請となっております。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、10ha 以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第 2 種農地と思料されます。周辺農地への影響につきましては、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、特に問題はないものと思料されます。また、資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が添付されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議 長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。1 番長谷川雅一委員。
1 番	はい、1 番長谷川です。議案第 2 号、番号 1 の現地調査結果についてご報告いたします。調査日は、令和 8 年 4 月 20 日、現地調査は、境会長、坂本農地部会長、事務局 2 名と私の計 5 名で行いました。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議 長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議 長	次に、番号 2 について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の小森です。議案第 2 号、番号 2 についてご説明いたします。許可を受けようとする貸付人、借受人及び土地の所在等は、議案書記載のとおり

りでございます。転用の目的は、太陽光発電設備設置のための地上権設定に伴う申請となっております。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、借受人である太陽光発電設備設置業者が太陽光パネルを176枚、パワーコンディショナー10台を設置する計画であり、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議 長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。1番長谷川雅一委員。

1 番 はい、1番長谷川です。議案第2号、番号2の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

10 番 はい、10番大塚です。特にございません。以上です。

議 長 事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議 長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、番号3について、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の小森です。議案第2号、番号3についてご説明いたします。許可を受けようとする貸付人、借受人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、太陽光発電設備設置のための地上権設定に伴う申請となっております。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区

分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、借受人である太陽光発電設備設置事業者が太陽光パネルを164枚、パワーコンディショナーを10台設置する計画であり、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。1番長谷川雅一委員。

1番 はい、1番長谷川です。議案第2号、番号3の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議長 地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

10番 はい、10番大塚です。特にございません。以上です。

議長 事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、番号4について、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の小森です。議案第2号、番号4についてご説明いたします。許可を受けようとする貸付人、借受人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅ということで、使用貸借による申請となっております。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容

は、借受人が木造平屋建の住宅1棟を建築する計画であり、計画面積は適正で、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は借入金で、金融機関の融資証明見込み通知が添付されております。また他法令との調整についてですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議 長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。1番長谷川雅一委員。

1 番 はい、1番長谷川です。議案第2号、番号4の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

3 番 はい、3番松沢です。4月22日に現地確認をしました。当該案件の土地は、使用貸借となっておりますが、農地中間管理機構をとおした貸貸借はなされているのか質問します。以上です。

議 長 事務局から説明を求めます。

事 務 局 事務局の木内です。本案件に係る土地については、農地中間管理機構をとおした貸貸借はしておりません。以上です。

3 番 はい、3番松沢です。使用貸借で許可した後の登記の名義等はどうなるのですか。以上です。

事 務 局 事務局の木内です。使用貸借で許可した場合の登記の名義につきましては、契約者同士の対応となるため、把握しかねます。以上です。

議 長 事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議 長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、番号5について、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の小森です。議案第2号、番号5についてご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、譲受人が木造二階建の住宅1棟を建築する計画であり、計画面積は適正で、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないものと思料されます。資金計画は借入金で、金融機関の融資証明見込み通知が添付されております。また他法令との調整についてですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議 長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。1番長谷川雅一委員。

1番 はい、1番長谷川です。議案第2号、番号5の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

7番 はい、7番宮本です。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。以上でございます。

議 長 事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議 長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、番号6について、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の小森です。議案第2号、番号6についてご説明いたします。許可を受けようとする貸付人、借受人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、太陽光発電設備設置のための地上権設定に伴う申請となっております。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、借受人である太陽光発電設備設置事業者が太陽光パネルを556枚、パワーコンディショナーを5台設置する計画であり、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は、全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議 長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。1番長谷川雅一委員。

1番 はい、1番長谷川です。議案第2号、番号6の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、かつ調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

5番 はい、5番溝口です。4月27日に現地を確認しました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。以上でございます。

議 長 事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議 長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議 長	次に、番号7について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の小森です。議案第2号、番号7についてご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、太陽光発電設備設置のため、売買による所有権移転に伴う申請となっております。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、譲受人である太陽光発電設備設置事業者が太陽光パネルを168枚、パワーコンディショナーを10台設置する計画であり、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は、全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議 長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。1番長谷川雅一委員。
1 番	はい、1番長谷川です。議案第2号、番号7の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、かつ調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議 長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
3 番	はい、3番松沢です。4月22日に現地確認をしました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。以上です。
議 長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。
	(「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長	次に、番号 8 について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の小森です。議案第 2 号、番号 8 についてご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅ということで、贈与による申請となっております。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は、10ha 以上の集団農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地と思料されます。申請内容は、譲受人が木造平屋建の住宅 1 棟を建築する計画であり、計画面積は適正で、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は、借入金であり、金融機関から融資証明見込み通知が添付されております。また、他法令との調整ですが、都市計画法第 29 条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。第 1 種農地は原則農地転用できませんが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の規定により、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと思料されます。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議 長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。1 番長谷川雅一委員。
1 番	はい、1 番長谷川です。議案第 2 号、番号 8 の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、かつ調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議 長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
12 番	はい、12 番坂本です。4 月 16 日に現地確認をしました。事務局からの説明のとおり、私も許可相当と思います。以上です。
議 長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議 長	(議案第3号) 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」を付議いたします。番号1について、事務局に説明を求めます。事務局。
事 務 局	はい、事務局の木内です。議案第3号番号1についてご説明いたします。承認を受けようとする申請者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。申請者は、過去に砂利採取に伴う一時転用で許可を受けていますが、不況で出荷が予定どおり進まなかったため、転用期間の延長にあたり、許可後の事業計画変更申請に至ったものです。当該案件につきましては、令和7年5月14日付けで一時転用の許可をしておりましたが、再度6ヶ月の期間を延長する申請であります。変更後の事業計画については、当初申請時から変更がないことから、不許可要件に該当するものではありません。また、他法令との調整ですが、砂利採取法第20条の規定による採取計画認可申請書の写しが添付されております。以上のことから、当該案件は承認相当と思料されます。以上でございます。
議 長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。1番長谷川雅一委員。
1 番	はい、1番長谷川です。議案第3号、番号1の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、かつ調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議 長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
1 4 番	はい、14番長谷川です。4月25日に現地を確認しました。ただ今の説明のとおりであり、期間延長ということで、今後も注視していくものであり、私も許可相当と思います。委員の更なるご審議をお願いいたします。以上です。
議 長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 次に、番号2について、事務局に説明を求めます。事務局。

事 務 局 はい、事務局の木内です。議案第3号番号2についてご説明いたします。承認を受けようとする申請者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。申請者は、過去に砂利採取に伴う一時転用で許可を受けていますが、不況で出荷が予定どおり進まなかったため、転用期間の延長にあたり、許可後の事業計画変更申請に至ったものです。当該案件につきましては、令和7年5月12日付けで一時転用の許可をしておりましたが、再度12ヶ月の期間を延長する申請であります。変更後の事業計画については、当初申請時から変更がないことから、不許可要件に該当するものではありません。また、他法令との調整ですが、砂利採取法第16条の規定による採取計画認可申請書の写しが添付されております。以上のことから、当該案件は承認相当と思料されます。以上でございます。

議 長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。1番長谷川雅一委員。

1 番 はい、1番長谷川です。議案第3号、番号2の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、かつ調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

1 4 番 はい、14番長谷川です。番号1と同様に4月25日に現地を確認しました。期間延長ということで、今後も注視していくものであり、私も許可相当と思います。委員の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議 長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。
議 長	(議案第4号) 次に、議案第4号「現況確認証明願について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局。
事 務 局	はい、事務局の木内です。議案第4号についてご説明いたします。非農地証明願、番号1でございますが、願出人、願い出に係る土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域内にある農地で、20年以上前から未耕作の状況であり、登記上の地目が畑であることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。非農地となった時期が確認できる資料として、平成14年10月14日撮影、空中写真が添付されております。以上でございます。
議 長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。1番長谷川雅一委員。
1 番	はい、1番長谷川です。議案第4号の現地調査結果をご報告いたします。はじめに、非農地証明願の調査日及び調査委員につきましては、議案第3号の説明と同様でございます。願出人、願い出に係る土地の所在、非農地となった時期及び証明を必要とする理由は、事務局説明のとおりでございます。事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、いずれも願い出のとおり、非農地に認められると判断しました。以上です。
議 長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は、願い出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、願い出のとおり証明することと決定いたします。
議 長	(議案第5号) 次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見」についてを付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の小森です。議案第5号についてご説明いたします。当該議案

	につきましては、神栖市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められているものでございます。その他、権利を設定する土地の所在等は、議案書記載のとおりとなっております。なお、同法第18条第5項第2号に規定する、借受人の経営面積、従事日数などに関する要件は満たしているものと思料されます。事務局からは以上でございます。
議 長	続いて、市農林課に説明を求めます。農林課。
農 林 課	はい、農林課の中村です。総括表をご覧ください。今回提出している農用地利用集積等促進計画（案）は、貸借期間10年の農地10筆、7,118㎡についてです。全て、畑の新規集積となります。この畑の10筆につきましては、本郷高野地区基盤整備事業により2筆に換地される予定です。説明は以上です。
議 長	ただいま説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 （「議事進行」の声あり）
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。
議 長	（議案第6号） 次に、議案第6号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい。事務局長の小森です。「令和8年度最適化活動の目標の設定等」につきましては、「農林水産省経営局長・農地政策課長通知」に基づき設定いたしました。推進委員等が実施する最適化活動は、農地の「出し手」及び「受け手」の意向の把握、把握した意向を踏まえた農地の斡旋、農地の定期的な見回り等、多岐にわたります。この活動を実施するにあたりましては、農業委員会が目標を設定し、実際に行った最適化活動を目標に照らして点検すると共に、最適化活動の透明性を確保するために公表しなければならないと定められております。なお、詳細につきましては、議案書記載のとおりでございますので、お目通しをお願いします。令和8年度の目標の設定に関しましては、議案書のとおり設定し、これをホームページで公表したいと考えております。事務局からは以上でございます。

議 長	ただいま説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。
議 長	(報告案件) 次に、日程第3、報告案件に入ります。報告第1号ないし報告第4号について、一括して事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の小森です。報告第1号から第4号までを一括して、ご報告させていただきます。はじめに、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」でございますが、7件の届出がございました。権利取得理由はいずれも相続となっており、受付時において、届出書の添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全件受理しております。届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。次に、報告第2号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございますが、1件の届出がございました。受付時において、届出書の添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理しております。届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。次に、報告第3号「農地の転用事実等に関する照会の実施結果について」でございますが、水戸地方法務局鹿嶋支局からの照会が4件ございました。これは対象地の現況が農地であるか非農地であるかを法務局から照会があったもので、農業委員3名による現地調査を行いました結果、内容につきましては議案書記載のとおりであり、法務局へ回答してございます。次に、報告第4号、「農地区分照会に係るゾーニングについて」でございますが、これは神栖市農業委員会としての「農地区分判断基準」の統一を図り、守るべき生産性の高い優良農地を明確にするとともに、農地転用許可に係る農地区分の照会に対し、正確かつ迅速な回答を図る目的で、農地区分のゾーニングを設定したものでございます。ゾーニングの設定にあたりましては、令和8年3月17日に開催された特別委員会で承認を得たため、今回、報告するものでございます。詳細につきましては議案書記載のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。報告案件は以上でございます。
議 長	ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

	(「ありません」の声あり)
議 長	(決議案件) ご意見が無いようですので、次に、日程第4決議案第1号「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の小森です。決議案第1号につきましては、令和元年12月16日付けで茨城県農業会議会長から「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施及び今後の対応」について、県内全市町村に文書が送付されているところでございます。この内容といたしましては、県内各市町村の農業委員会総会において、各委員が法令を遵守し、公平・公正な職務遂行による「農地制度の適正執行」に努められるとともに、毎年1回以上、同様の取り組みにより総会議事録に残すよう依頼されたものでございます。また、皆様ご承知のとおり、農業委員会等に関する法律において「秘密保持義務」についての規定があり、任期中及び任期満了後におかれましても、「個人情報を含む職務上知り得た秘密については漏らしてはならない」とされておりますので、特にご留意をお願いいたします。事務局からは以上でございます。
議 長	続いて、原農政部会長より、決議文を読み上げていただきます。
農政部会長	はい。決議案第1号、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。記。1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和8年4月27日神栖市農業委員会。
議 長	ただいま農政部会長が読み上げたとおり決議することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、決議することと決定いたしました。

議 長	以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 以上をもちまして令和8年第4回神栖市農業委員会総会を閉会いたします。 (閉会：午後2時50分)
-----	--

神栖市農業委員会会議規則第 10 条第 3 項の規定により署名する。

議事録署名人

議事録署名人